

発委第 1 号

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

上記の決議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月9日

提 出 者

議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

## ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、2月24日、ロシアはウクライナへ武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。

このようなロシアの力による侵略行為は、断じて認められず、最も強い言葉で非難する。

ロシアは、国際社会の強い自制の求めにかかわらず、侵略行為を継続しており、原子力発電所を攻撃、占拠という前例のない暴挙を犯し、市民への被害の拡大も深く憂慮される。

八雲町議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、一体性、独立を支持することを改めて表明し、日本政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国際社会と一致した措置をとることを支持する。重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

北海道八雲町議会